

令和8年9月1日
三原市企画財政部契約課

「三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）」の改正について

「三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）」を改正します。

1 主な改正内容

【経費の補正】

土木工事積算基準適用工事の場合の各経費の補正係数を廃止する。

	改正前		改正後	
	月単位	週単位	月単位	週単位
現場閉所	労務費 : 1.02	労務費 : 1.02	補正なし	補正なし
	共通仮設費 : 1.01	共通仮設費 : 1.02		
	現場管理費 : 1.02	現場管理費 : 1.03		
交替制	労務費 : 1.02	労務費 : 1.02	補正なし	補正なし
	現場管理費 : 1.02	現場管理費 : 1.03		

2 施工日

令和8年9月7日以降に公告する工事に適用する。

3 その他

実施にあたっては、「三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）R8.9.7改正」に基づき行います。実施要領は、三原市企画財政部契約課ホームページから入手出来ます。<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/keiyakuka/177622.html>

問合せ先

三原市企画財政部契約課

工事検査係

電話 0848-67-6076